

令和6年第1回北海道議会定例会に提案する条例案（63件）

〈新規制定条例〉

1 北海道公立学校情報機器整備基金条例案

教育庁ICT教育推進局ICT教育推進課（35-407）

○制定内容

国から交付される公立学校情報機器整備事業費補助金を積み立て、初等中等教育の公立学校における情報通信機器等の効率的な整備を図るための基金として、北海道公立学校情報機器整備基金を設置する。

【対象経費】

1人1台端末の整備に要する経費、障がいのある児童生徒に対応した入出力支援装置の整備に要する経費、事務費

（施行期日 公布の日）

2 北海道子ども施策審議会条例案

保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課（25-754）

○制定内容

北海道における子ども施策の推進を図るための知事の附属機関として、北海道子ども施策審議会を設置する。

（1）所掌事項

- ・ 子ども施策の推進に関する重要事項の調査審議・建議
- ・ 法令又は他の条例の規定によりその権限に属させられた事務

（2）組織

- ・ 委員15人以内で組織。
- ・ 委員は、学識経験を有する者、子ども施策に関係する団体の役職員等から任命。

（施行期日 令和6年4月1日）

3 北海道女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案

保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課（25-770）

○制定内容

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に鑑み、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める。

※ 職員の配置、設備の基準等について、国の「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」とおおむね同様の内容を定める。

（施行期日 令和6年4月1日）

〈一部改正条例〉

4 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

総務部人事局人事課 (22-155)

○改正内容

地方自治法の改正に鑑み、在宅勤務等手当を新設する。

- (1) 要件：一定期間以上継続して、1ヶ月当たり平均10日を超えて、終日の在宅勤務等を命ぜられた職員
- (2) 支給額：月額3,000円

(施行期日 令和6年4月1日)

5 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

総務部人事局人事課 (22-155)

○改正内容

北海道職員の特殊勤務手当について、山上等作業手当を新設する。

- (1) 要件：森林における次の作業に対して支給
 - ア 境界標の設置状況の調査等
 - イ 立木の売払い等のための樹高、胸高直径等の調査
 - ウ チェーンソーによる伐採、刈払機による刈払い
 - エ 鳥獣保護法に基づく野生動物（哺乳類に限る。）の殺処分等
- (2) 支給額：ア～ウ 日額260円 エ 日額380円

(施行期日 令和6年4月1日)

6 北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案

総務部人事局人事課 (22-153)

○改正内容

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき教職員の定数を改定する。

【教職員の定数】

37,068人 ⇒ 36,736人 (▲332人)

(施行期日 令和6年4月1日)

7 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

8 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

総務部人事局人事課（22-156） 教育庁教職員局教職員課（35-204）

○改正内容

職員の休暇について、子育て部分休暇を新設する。

- (1) 対象となる子の範囲：6歳～12歳まで（小学生） ※障害のある子の場合は、18歳まで
- (2) 休暇の時間：1日2時間以内（無給）

（施行期日 令和6年4月1日）

9 北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

環境生活部自然環境局自然環境課（24-386）

○改正内容

新たに江別市に設置する道立動物愛護センターを、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する動物愛護管理センターの機能の一部を果たす施設として位置付ける。

- (1) 名称、位置及び所管区域

名称	位置	所管区域
北海道立動物愛護センター	江別市	北海道一円

- (2) 主な事業

- ・ 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
- ・ 動物の愛護及び管理に関する広報その他の活動を行うこと。

（施行期日 令和6年4月1日）

10 北海道医師養成確保修学資金貸付条例の一部を改正する条例案

保健福祉部地域医療推進局地域医療課 (25-406)

○改正内容

地域医療を担う医師の一層の養成及び確保を図るよう、道内の医師が不足する地域の公的医療機関等に将来医師として勤務しようとする者に対し貸し付ける修学資金に係る返還の免除の要件等を改正する。

【返還免除要件の変更】

(1) 勤務先医療機関の条件緩和

臨床研修の修了後における勤務先医療機関の条件について、特定診療科（地域医療を担う医師の確保が特に必要な診療科：内科、外科、小児科、産婦人科、救急科及び総合診療科とする予定）で勤務した場合、返還免除要件を、臨床研修の修了後、道内医療機関に7年以上勤務し、そのうち5年以上指定公的医療機関等に勤務することに緩和する。

(2) 勤務開始の延期

医師国家試験合格後、直ちに臨床研修を開始しない場合には修学資金の返還を求めていたところ、疾病等のやむを得ない理由により臨床研修の開始時期を延期した場合に限り、返還を求めないこととする。

(施行期日 一部を除き、令和7年4月1日)

11 北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課 (25-315)

○改正内容

国が定める病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準の改正に伴い、病床数100以上の病院が有しなければならない従業者等の基準に管理栄養士を加える。

(施行期日 令和6年4月1日)

12 北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案

保健福祉部健康安全局国保医療課 (25-820)

○改正内容

後期高齢者医療制度の保険料の増加の抑制を図るよう、北海道後期高齢者医療財政安定化基金について、北海道後期高齢者医療広域連合から徴収する基金拠出金の令和6年度以降の拠出率を定める。

【拠出率】

零 ⇒ 1万分の4.1

(施行期日 令和6年4月1日)

13 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例案

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 (25-708)

○改正内容

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正に鑑み、事業者及び関係団体に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付ける。

※ 法改正により、社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮が、努力規定から義務規定に改正。

(施行期日 令和6年4月1日)

14 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 (25-770)

○改正内容

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に鑑み、道立女性相談援助センターを女性相談支援センター及び女性自立支援施設としての機能を有する施設とすることとし、併せて規定の整備を行う。

法律上の位置付け	婦人相談所	→	女性相談支援センター
	婦人保護施設	→	女性自立支援施設

(施行期日 令和6年4月1日)

15 北海道安心子ども基金条例の一部を改正する条例案

保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課 (25-756)

○改正内容

子どもを安心して育てることができる体制の整備を引き続き図るよう、北海道安心子ども基金条例の有効期限を延長することとし、併せて規定の整備を行う。

【有効期限の延長】

(改正前) 令和6年6月30日まで ⇒ (改正後) 令和7年6月30日まで

(施行期日 公布の日)

16 漁港漁場整備法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

水産林務部水産局漁港漁村課 (28-305)

○改正内容

漁港漁場整備法の改正に鑑み、漁港の区域内に係る土砂採取料等を徴収する対象に、認定を受けて漁港施設等の活用を図る事業を実施する者を加えることとし、併せて規定の整備を行う。

(施行期日 令和6年4月1日)

17 北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

建設部住宅局建築指導課 (29-454)

○改正内容

建築基準法の改正に鑑み、防火に関する規制の合理化の措置を講ずるとともに、建築副主事を置く市町村が建築物の構造に関する制限の付加等に係る条例を定めたときの適用除外について定めることとし、併せて規定の整備を行う。

【防火に関する規制の合理化】

部分的な木造化を可能とする防火に関する規制の合理化の措置を講ずる。

【建築副主事】

小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事制度の創設に伴う改正。

(施行期日 令和6年4月1日)

18 北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案

警察本部警務部警務課 (251-0110 (2622))

○改正内容

地方警察職員である警察官の定員及び階級別定員を改定する。

※ 定年延長に伴う令和6年度のみの特設措置

巡査：15名増 (3,127人→3,142人)、合計11,667人→11,682人

(施行期日 令和6年4月1日)

福祉サービス基準に係る条例関係・・・3件

No.	条例案名	改正内容	施行期日
19	北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課(25-707)）	国が定める基準の改正に鑑み、障害者の意思決定の支援を推進するための措置等を定めることとし、併せて規定の整備を行う。	令和6年4月1日
20	北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課(25-652)）	国が定める基準の改正に鑑み、医療機関と連携体制を構築するために事業者が講ずべき措置等を定める。	令和6年4月1日
21	北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案（保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課(25-772)）	国が定める基準の改正に鑑み、児童発達支援の類型の一元化に対応した基準の改正等を行うこととし、併せて規定の整備を行う。	令和6年4月1日

事務処理の特例に関する条例関係・・・2件

No.	条例案名	移譲する事務の概要	移譲市町村	施行期日
22	北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（総合政策部総務課（23-102））	旅券法に基づく事務	小樽市ほか145市町村	令和6年4月1日
23	北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（水産林務部総務課（28-102））	森林法に基づく事務	鹿追町	令和6年4月1日

使用料・手数料に関する条例関係・・・33件

○手数料の新設関係・・・2件

No.	条例案名	改正内容						
24	北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例案 (農政部農政課(27-102))	北海道農政部の所掌する事務に係る手数料の額を改定するとともに、豚熱予防液の管理の事務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行う。 【新設する手数料】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>手数料の名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豚熱予防液管理手数料</td> <td>豚熱予防液1頭1回分につき 70円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料の名称	金額	豚熱予防液管理手数料	豚熱予防液1頭1回分につき 70円		
手数料の名称	金額							
豚熱予防液管理手数料	豚熱予防液1頭1回分につき 70円							
25	北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案 (建設部総務課(29-105))	北海道建設部の所掌する事務に係る手数料の額を改定するとともに、既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道制限の適用除外に係る範囲の認定等の事務に係る手数料について定める等所要の改正を行う。 【新設する手数料】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>手数料の名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道制限適用除外範囲認定申請手数料</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内建築制限適用除外範囲認定申請手数料</td> <td>70,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料の名称	金額	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道制限適用除外範囲認定申請手数料	70,000円	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内建築制限適用除外範囲認定申請手数料	70,000円
手数料の名称	金額							
既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道制限適用除外範囲認定申請手数料	70,000円							
既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内建築制限適用除外範囲認定申請手数料	70,000円							

(施行期日 令和6年4月1日)

○金額の改定関係・・・31件

No.	条例案名
26	北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例案 (総務部総務課 (22-103))
27	北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例案 (総務部行政局財産課(22-427))
28	北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例案 (総務部北方領土対策本部北方領土対策課(22-753))
29	北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例案 (環境生活部総務課(24-103))
30	北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例案 (環境生活部環境保全局環境政策課(24-207))
31	北海道立オホーツク流氷科学センター条例の一部を改正する条例案 (環境生活部文化局文化振興課(24-403))
32	北海道立体育センター条例の一部を改正する条例案 (環境生活部スポーツ局スポーツ振興課(24-412))
33	北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案 (保健福祉部総務課(25-104))

No.	条例案名
34	北海道立看護学院条例の一部を改正する条例案（保健福祉部地域医療推進局医務業務課(25-362)）
35	北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例案（経済部経済企画局経済企画課（26-702））
36	北海道計量検定所条例の一部を改正する条例案（経済部総務課(26-102)）
37	北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例案（経済部食関連産業局食産業振興課(26-132)）
38	北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例案（経済部産業振興局産業振興課(26-836)）
39	北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例案（経済部労働政策局産業人材課(26-505)）
40	北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例案（経済部労働政策局産業人材課(26-504)）
41	北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する条例案（農政部食の安全推進局食品政策課(27-653)）
42	北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例案（農政部生産振興局畜産振興課(25-758)）
43	北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例案（農政部生産振興局技術普及課(25-807)）
44	北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例案（水産林務部総務課(28-102)）
45	北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例案（水産林務部水産局水産経営課(28-204)）
46	北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例案（水産林務部水産局漁港漁村課(28-305)）
47	北海道立北の森づくり専門学院条例の一部を改正する条例案（水産林務部林務局林業木材課(25-587)）
48	北海道立道民の森条例の一部を改正する条例案（水産林務部森林環境局森林活用課(28-806)）
49	北海道沿岸水域の工事取締条例の一部を改正する条例案（建設部建設政策局維持管理防災課(29-270)）
50	河川法施行条例の一部を改正する条例案（建設部建設政策局維持管理防災課(29-303)）
51	北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案（建設部建設政策局維持管理防災課(29-270)）
52	北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例案（建設部建設政策局維持管理防災課(29-270)）
53	北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案（建設部まちづくり局都市環境課(29-623)）
54	北海道立青少年体験活動支援施設条例の一部を改正する条例案（教育庁生涯学習推進局社会教育課(35-505)）
55	北海道立学校条例の一部を改正する条例案（教育庁学校教育局高校教育課(35-706)）
56	北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案（警察本部総務部会計課（251-0110（内線2247）））

（施行期日 一部を除き、令和6年4月1日）

法令改正に伴う規定の整備関係・・・6件

No.	条例案名	改正された法令	施行期日
57	北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課(22-155)）	国立大学法人法	令和6年4月1日
58	北海道知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課(22-156)）	地方自治法施行令	令和6年4月1日
59	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案（総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課（23-223））	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日
60	国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案（保健福祉部健康安全局国保医療課（25-806））	国民健康保険法	令和6年4月1日
61	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（25-711））	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	令和6年4月1日
62	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案（建設部住宅局建築指導課（29-454））	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	令和6年4月1日

〈廃止する条例〉

63 北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例案

保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課(25-652)

○廃止理由

介護保険法の改正による経過措置の期間が満了することに伴い、同法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等に関する基準を定めた条例を廃止する。

(施行期日 令和6年4月1日)